

神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭部門における脱炭素化を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅をいう。

(2) 既存住宅

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に定める住宅以外の住宅をいう。

(3) 共同住宅

一つの住宅に二以上の住戸を有する一の建築物をいう。

(4) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であつて、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。

(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金」という。）

(2) 既存住宅において省エネ性能の高い窓等に改修する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金」という。）

(3) 住宅に太陽光発電と蓄電池を併せて導入する事業（これに対し県が交付する補助金を「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金」という。）

2 前項の補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）は別表1から別表3に定める要件及び次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

(2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（補助額の算出方法等）

第4条 補助額は、当該補助事業に要する経費のうち、別表1から別表3に定める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、別表1から別表3に定める方法で算出するものとする。ただし、補助額と国等の補助金、国庫支出金その他の名称を問わず国等からの給付と知事が認める合計額が補助対象経費を超えないこととする。

- 2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。
- 3 第1項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（利益等の排除）

第5条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条に規定する関係会社からの調達（工事等を含む。）がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

- (1) 補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とする。

- ア 補助事業者自身
- イ 100%同一の資本に属するグループ企業
- ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

- (2) 利益等排除の方法

- ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

- イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

- ウ 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記イを除く）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費の金額を算出するものとする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付申請の書類）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別表1から別表3に掲げる書類を知事が別に

定める期日までに提出しなければならない。

(交付又は不交付の決定の通知)

第7条 規則第4条の規定による交付又は不交付の決定は、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額（第3条第1項第3号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額）に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請等)

第9条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表3に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。ただし、変更を承認する場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表3に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表3に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第10条 規則第7条第1項の規定により交付申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

- 2 前項の規定は、第9条の変更の承認の申請について準用する。この場合において、前項中「交付の決定の通知」とあるのは、「変更の承認の通知」と読み替えるものとする。

(補助事業の実施)

第11条 補助事業は、規則第4条の規定による交付決定を受けた以降に補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手の日は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

- 2 補助事業は交付の決定を受けた年度内の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業の完了の日は、別表1から別表3に定めるとおりとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、交付の決定を受けた年度の3月末日までに別表1から別表3の様式により行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の子日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第13条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

（実績報告）

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表3に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は交付の決定をした年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日には当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。

4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）

第14条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表3に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、当該確定額は第7条又は第9条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

(4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

(5) 第3条第1項第3号の補助事業については、第6条に基づく申請を共同住宅の建築主が行った場合で、第13条に基づく実績報告時までに管理組合が設立されなかった場合。

（補助金の返還）

第16条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を知事の承認を受けな
いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊
し、又は廃棄（以下、「処分」という。）してはならない。
- 2 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間（以下「処分制限期間」という。）並
びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表3に定
めるとおりとする。
 - 3 補助事業者は、処分制限期間の間に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処
分しようとする場合は、あらかじめ別表1から別表3に定める様式を知事に提出し、その承認
を受けなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別
表1から別表3に定める様式により通知するものとする。
 - 5 知事は内容審査の結果、必要であると認めるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告
を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問
をすることができる。
 - 6 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立入り、物件の調査又は関係者
への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 7 知事は、第3項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金
の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
 - 8 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたとき
は、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収
入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了
の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人その他の団体である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了
しない間に当該団体が解散するときは、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者が
いない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を
知事に届け出なければならない。
- (1) 第3条第1項第1号の補助事業に着手したとき。
 - (2) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (3) 法人その他の団体にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
- 2 前項第1号の規定による届出をする場合は、別表1に定める様式を知事に提出しなければな
らない。

(暴力団の排除)

第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(2) 法第2条第2号に規定する暴力団。

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの。

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの。

2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による取消しをした場合は、第16条を準用する。

(調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業終了後に必要に応じて行う調査等に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表3 第3条第1項第3号に規定する補助金（神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表3において、次に掲げる用語の定義は、知事が別に定めるもののほか、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいう。</p> <p>(2) 戸建住宅 一つの住宅に一つの住戸を有する一の建築物をいう。</p> <p>(3) 新築住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する「新築住宅」をいう。</p> <p>(4) 新築注文住宅 工事請負契約における建築主が、自ら居住することを目的に建築する新築住宅をいう。</p> <p>(5) 新築分譲住宅 不動産売買契約における購入者が、自ら居住することを目的に購入する新築住宅をいう。</p> <p>(6) 蓄電システム等 太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに太陽光発電設備で発電された電力及び蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいう。</p>
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>次の各号に掲げる要件に適合するものとする。</p> <p>(1) 補助の対象とする県内の住宅（事務所や店舗などとの併用住宅を含む。以下別表3において「補助対象住宅」という。）に、太陽光発電設備と併せて蓄電システム等を導入する事業（以下別表3において「第3号補助事業」という。）であって、次のいずれかの事業であること。 ア 戸建住宅（賃貸住宅を除く。）に導入する事業 イ 共同住宅に導入する事業</p> <p>(2) 耐震性を確保した住宅（昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの（増築等を含む。））又は現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの（当該年度内に施工完了するものを含む。）であること。</p> <p>(3) 第3号補助事業を実施する補助対象住宅において、新たに導入する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を補助事業で導入する蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該住宅等で消費することが可能であること。</p> <p>(4) 第3号補助事業で導入する蓄電システム等及び第3号補助事業を実施する補助対象住宅に新たに導入する太陽光発電設備は未使用品であること（電気自動車のリユースバッテリーを使用して製品化した定置用蓄電システムであって、定置用蓄電システムとして製品化された後の使用実績がないものは未使用品とみなす。）。</p>

	<p>(5) 第3号補助事業を実施する補助対象住宅に新たに導入する太陽光発電設備の出力が、知事が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(6) 第3号補助事業で導入する蓄電システム等及び太陽光発電設備の設備及び機能が、知事が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>(7) 県の同一会計年度内に、次の補助金のいずれの交付申請もしていないこと。</p> <p>ア 神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の補助金</p> <p>イ 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金</p> <p>(8) 該当会計年度内に、同一の設置場所において、本要綱に基づく補助金の交付申請をしていないこと。ただし、2(1)アの事業で、受電地点特定番号が異なる場合においては、この限りでない。</p>						
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>補助事業者は、2(1)の事業区分に応じて、次に掲げる者とする。</p> <p>【ア 戸建住宅に導入する事業】</p> <p>第3号補助事業を実施する者であって、補助対象住宅を所有又は区分所有する個人とする。ただし、補助事業者が複数の者の場合は、補助事業者のうち、いずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p> <p>【イ 共同住宅に導入する事業】</p> <p>(1) 県内の分譲共同住宅において、第3号補助事業を実施する管理組合。ただし、管理組合が設立されていない共同住宅にあっては、建築主が補助金交付の申請を行えるものとし、補助金の交付決定を受けることができる。なお、第13条に規定する実績報告の提出以降の手続は当該申請後に設立された管理組合が行わなければならない。</p> <p>(2) 県内の賃貸共同住宅において第3号補助事業を実施し、かつ、当該太陽光発電設備等及び当該共同住宅を所有する個人又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表3において同じ。）。ただし、補助事業者が、複数の者の場合は、補助事業者のうち、いずれか一者が補助金の申請及び報告を行い、補助金の交付を受けるものとする。</p>						
<p>4 第4条の補助額の算出方法等</p>	<p>補助対象経費は、第3号補助事業を実施するために必要な設備費（第3号補助対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（第3号補助対象設備の設置に要する経費（設計費も含む。））とし、次に掲げる額とする。ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1724 1348 1915"> <thead> <tr> <th>設備・区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光発電設備</td> <td>発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額。</td> </tr> <tr> <td>蓄電システム等</td> <td>導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額。</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、発電出力については、太陽電池モジュールの日本工業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方とし、発電出力に小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	設備・区分	内容	太陽光発電設備	発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額。	蓄電システム等	導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額。
設備・区分	内容						
太陽光発電設備	発電出力に1kW当たり7万円を乗じた額。						
蓄電システム等	導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額。						

<p>5 第6条の交付申請に係る提出書類</p>	<p>交付申請に係る提出書類は、2(1)の事業区分に応じて、次に掲げる書類とする。</p> <p>【ア 戸建住宅に導入する事業】</p> <p>(1) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付申請書（第1-1号様式）</p> <p>(2) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金事業計画書（第1-1号様式別紙1）</p> <p>(3) 第3号補助事業に係る契約書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 前号の契約書の写し又はこれに代わるものに、第3号補助対象設備に係る経費の内訳が明記されていない場合は、第3号補助対象設備に係る経費の内訳書類</p> <p>(5) 第3号補助対象設備の仕様が確認できる書類</p> <p>(6) 補助事業者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(7) 補助事業者が複数の者の場合は、補助金の交付を受ける者への申請手続に係る委任状（第1号様式別紙2）及び委任者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(8) 補助対象住宅の登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（当該住宅を新築する場合にあつては、建築確認済証の写し又はこれに代わるもの）</p> <p>(9) 昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合は、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し（今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施する場合は、実績報告時に提出すること。）</p> <p>(10) 二世帯住宅で、二世帯目以降の申請をする場合は、受電地点特定番号がわかる資料（交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。）</p> <p>(11) 補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社から調達（工事等含む。）がある場合は、利益等排除に関する書類</p> <p>(12) その他知事が必要と認める書類</p> <p>【イ 共同住宅に導入する事業】</p> <p>(1) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付申請書（第1-2号様式）</p> <p>(2) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金事業計画書（第1-2号様式別紙1）</p> <p>(3) 第3号補助事業に係る契約書の写し又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 前号の契約書の写し又はこれに代わるものに、第3号補助対象設備に係る経費の内訳が明記されていない場合は、第3号補助対象設備に係る経費の内訳書類</p> <p>(5) 第3号補助対象設備の仕様が確認できる書類</p> <p>(6) 補助事業者が個人の場合は住民票の写し、法人の場合は当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書、管理組合の場合は、代表者の住民票の写し（いずれも発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(7) 補助事業者が管理組合の場合は、第3号補助対象設備の設置が管</p>
--------------------------	--

	<p>理組合の集会の決議によることを明らかにする書類（建築主が申請する場合にあっては、第3号補助対象設備が後に設立される管理組合により管理されることを信じさせるに足る書類）</p> <p>(8) 補助事業者が法人の場合は、役員等全員の氏名一覧表（第1号様式別紙3）</p> <p>(9) 補助事業者が賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合は、当該共同住宅の所有を証明する登記事項証明書の写し又はこれに代わるもの（当該共同住宅を新築する場合にあっては、建築確認済証の写し又はこれに代わるもの）</p> <p>(10) 昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合は、現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し（今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施する場合は、実績報告時に提出すること。）</p> <p>(11) 補助事業者が複数の者の場合は、補助金の交付を受ける者への申請手続に係る委任状（第1号様式別紙2）及び委任者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）</p> <p>(12) 補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社から調達（工事等含む。）がある場合は、利益等排除に関する書類</p> <p>(13) その他知事が必要と認める書類</p>
6 第7条の交付の決定等に係る様式	補助金の交付を決定したときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
7 第9条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金変更承認申請書（第4号様式）
8 第9条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めるときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
9 第9条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
10 第9条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
11 第11条第1項の補助事業の着手	第3号補助対象設備の設置に係る工事の着手とする。ただし、第3号補助対象設備を新たに設置する新築分譲住宅の場合には、補助事業の着手は、新たな住宅所有者が引渡しを受け、当該住宅を取得する日

	とする。
12 第11条第2項の補助事業完了の日	<p>次の事項に該当する期日のうち、最も遅い期日とする。</p> <p>(1) 新たに導入した第3号補助対象設備の設置工事の完了</p> <p>(2) 新たに導入した第3号補助対象設備又は新たに導入した第3号補助対象設備が設置された住宅に係る全ての代金の支払完了</p> <p>(3) 新たに導入した第3号補助対象設備又は新たに導入した第3号補助対象設備が設置された住宅の引渡し</p>
13 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金実施状況報告書（第10号様式）
14 第13条の実績報告に係る書類	<p>実績報告に係る提出書類は、2(1)の事業区分に応じて、次に掲げる書類とする。</p> <p>【ア 戸建住宅に導入する事業】</p> <p>(1) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金実績報告書（第11-1号様式）</p> <p>(2) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金事業結果報告書（第11-1号様式別紙1）</p> <p>(3) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。）</p> <p>(4) 補助額に影響を及ぼすことがない第3号補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県住宅用太陽光発電等導入費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙2）及び変更に係る書類</p> <p>(5) 既存の住宅において、交付申請時に補助事業者が補助対象住宅を所有することを証する登記事項証明書を提出できなかった場合は、当該証明書の写し</p> <p>(6) 補助対象住宅の引渡しを受け取得した場合は、当該住宅の引渡しの期日を証する書類</p> <p>(7) 昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合にあって、今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施した場合は、施工されていることを証する書類の写し</p> <p>(8) 補助対象住宅の建物全体写真及び新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の完成写真</p> <p>(9) 支出を証する書類の写し</p> <p>(10) 二世帯住宅で、二世帯目以降の申請をする場合は、受電地点特定番号がわかる資料（交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。）</p> <p>(11) 補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社から調達（工事等含む。）がある場合は、利益等排除に関する書類</p> <p>(12) その他知事が必要と認める書類</p> <p>【イ 共同住宅に導入する事業】</p> <p>(1) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金実績報告書（第</p>

	<p>11—2号様式)</p> <p>(2) 神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金事業結果報告書(第11—2号様式別紙1)</p> <p>(3) 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し(補助金振込先は、申請者本人名義の口座に限る。)</p> <p>(4) 補助額に影響を及ぼすことがない第3号補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県住宅用太陽光発電等導入費補助金仕様変更報告書(第11号様式別紙2)及び変更に係る書類</p> <p>(5) 補助対象住宅の引渡しを受け取得した場合は、当該住宅の引渡しの期日を証する書類</p> <p>(6) 昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合にあって、今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施した場合は、施工されていることを証する書類の写し</p> <p>(7) 補助対象住宅の建物全体写真及び新たに導入した太陽光発電設備等の設置後の完成写真</p> <p>(8) 支出を証する書類の写し</p> <p>(9) 第3号補助事業の申請を建築主が行った場合は、当該申請後に設立された管理組合の代表者の住民票の写し(発行日から3か月以内のもの)及び、代表者であることが確認できる書類</p> <p>(10) 補助対象経費の中に補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社から調達(工事等含む。)がある場合は、利益等排除に関する書類</p> <p>(11) その他知事が必要と認める書類</p>	
15 第14条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付額確定通知書(第12号様式)	
16 第17条第2項の知事が定める財産の種類及び期間	財産の種類	期間
	太陽光発電設備	10年
	蓄電システム等	6年
17 第17条第3項の財産処分に係る様式	神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金財産処分承認申請書(第13号様式)	
18 第17条第4項の財産処分の承認等に係る様式	処分が適当であると認めるときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金財産処分承認通知書(第14号様式)により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金財産処分不承認通知書(第15号様式)により通知する。	